


【免許手続の経過措置について】

施行日（令和4年5月13日）から起算して6月を経過した日（令和4年11月13日）を「基準日」とします。有効期間の満了日が「基準日より前」か「基準日以後（基準日を含む）」かで旧法・新法どちらが適用されるかが決まります。

※ ただし、令和4年11月13日は日曜日で有効期間が繰り延べられるため、実質的には有効期間の満了日が令和4年11月14日（月）以後であるかで判断します。

～有効期間の満了日が基準日より前～

氏名	免 本 花 子	平成01年05月10日生
住所	東京都品川区東大井1-12-5	
交付	令和04年05月13日 12345	
2022年（令和4年） 11月11日まで有効		
番号	第 123456789012号	
二種	平成00年00月00日	種 類
種	平成21年05月12日	種 類
二種	平成00年00月00日	種 類



東京都公安委員会

通常の更新

- 運転技能検査なし
- 認知機能検査を高齢者講習より先に受ける
- 診断書等による認知機能検査の免除なし


特定失効者（試験の一部免除）

※ 基準日より前の申請でも、基準日より後の申請でも同じ

- 運転技能検査なし
- 認知機能検査を高齢者講習より先に受ける
- 診断書等による認知機能検査の免除なし

～有効期間の満了日が基準日以後～

氏名	免 本 花 子	平成01年05月10日生
住所	東京都品川区東大井1-12-5	
交付	令和04年05月13日 12345	
2022年（令和4年） 11月12日まで有効		
番号	第 123456789012号	
二種	平成00年00月00日	種 類
種	平成21年05月12日	種 類
二種	平成00年00月00日	種 類



東京都公安委員会

通常の更新

※ 基準日より前の申請でも、基準日より後の申請でも同じ

- 運転技能検査あり
- 認知機能検査と高齢者講習の順番が自由
- 診断書等による認知機能検査の免除あり

特定失効者（試験の一部免除）

※ 失効するのは必ず基準日より後

- 運転技能検査あり
- 認知機能検査と高齢者講習の順番が自由
- 診断書等による認知機能検査の免除あり
- 特定失効者も認定教育等で講習免除あり

※ 令和4年11月12日は土曜日のため、運転免許の有効期間の満了日が11月12日の場合、実際の有効期限の満了日は11月14日（月）となります。